

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

福祉用具のサービス提供における
PDCA の適切な実施等について
計8枚（本紙を除く）

Vol.1 4 0 2

令和7年7月10日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

令和 7 年 7 月 10 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具のサービス提供における PDCA の適切な実施等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売の種目の在り方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」（令和 5 年 11 月 8 日。以下「とりまとめ」という。）において、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に関するサービスの質の向上等の観点から、「サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの向上（PDCA）を適切に実践していくため必要となる『福祉用具貸与・販売計画の作成』や『モニタリング』等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的や方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた他職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る」とされたところです。

これを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具に係るサービスの質の向上につながるよう、サービス提供における PDCA の実現に向けた手引きが作成されました（概要は次ページ参照）。

また、とりまとめでは、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に関する安全な利用の促進等の観点から、

- ・事故やヒヤリ・ハットの範囲・定義を明確化し、事業所内における事故防止に向けた対応を検討するなどの環境や体制を整え、福祉用具専門相談員の意識向上を図る必要があること
- ・自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う必要があること

について示されたところ、これを踏まえ、令和 6 年度老人保健健康増進等事業において、福祉用具の事故情報等の活用や福祉用具の安全利用に向けた体制強化に係る調査が行われました（概要は 3 ページ目を参照）。

これらの調査研究事業の成果物として、「福祉用具サービス提供における適切な PDCA の実現に向けた手引き」及び「福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業報告書」が作成されているので、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所に対し、周知徹底をいただきますようお願いいたします。

記

1. 「福祉用具サービス提供における適切な PDCA の実現に向けた手引き」について

「福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた調査研究事業」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）では、福祉用具専門相談員が適切な PDCA サイクルを実践するための参考資料として活用することを目的に、福祉用具貸与・販売におけるサービス提供プロセスの各場面でのポイントや、記録を作成することの意義、他職種との連携及び記録方法に関する留意点等を整理した手引きを作成しています。

令和 6 年度介護報酬改定において、モニタリング時期の明確化やモニタリング結果を記録し介護支援専門員に交付することが義務付けられたことを踏まえ、福祉用具専門相談員として、利用者ごとに介護の見通しを予測し、予測に基づいて適時適切なタイミングでモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて福祉用具サービス計画の継続・見直しの検討を行うといった、PDCA サイクルを実施していくことが強く求められていることを踏まえ、例えば、下記の活用方法及び効果を参考に現場での活用をお願いしたいと考えております。

① 新人や経験年数の浅い福祉用具専門相談員の教育・指導

教育・指導を受ける職員が、基本的な業務の流れやポイント等を把握するための基礎資料として活用することを通じ、指導すべきポイント等を把握した上での教育・指導が可能となり、質のばらつきの改善や負担軽減が期待できる。

② 経験年数の豊富な福祉用具専門相談員による自身の業務の振り返り

経験年数の豊富な福祉用具専門相談員が、自身の不足するポイント等を把握でき、より質の高いサービス提供に向けた自己研鑽に活用することが期待できる。

③ 他職種や保険者の専門性や役割の理解

福祉用具専門相談員による、他職種や保険者との互いの専門性を生かした継続的な情報共有等の他職種連携の促進や、利用者にとっての適切な給付、ケアの質の向上につながることを期待できる。

QR コード（リンク埋め込み）



手引きの構成及び概要

目次	概要
1. はじめに (P.1～)	手引きの背景・目的及び構成・活用方法について
2. 福祉用具専門相談員の役割 (P.3～)	Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（改善）の各プロセスで福祉用具専門相談員に求められる役割について
3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント (P.5～)	PDCA の各プロセスで福祉用具専門相談員が福祉用具サービスを提供する上での基本となるポイントや留意点
4. 疾患別のポイント (P.32～)	高齢者に多い代表的な疾患別に、PDCA のポイントに加えて留意すべきポイント等について
5. 利用者の状況別のポイント (P.41～)	福祉用具専門相談員が適切な PDCA を実施できるようにするために、福祉用具貸与事業者求められる役割について
6. 福祉用具貸与事業者の役割 (P.45～)	福祉用具専門相談員が適切な PDCA を実施できるようにするために、福祉用具貸与事業者求められる役割について
7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種の役割 (P.49～)	福祉用具専門相談員との連携において、介護支援専門員や居宅サービス事業所（訪問・通所介護、訪問・通所リハビリテーション、訪問看護等）のサービス担当者、医師やリハビリテーション専門職等の医療職などの他職種に求められる役割について
8. チェックシート (P.51～)	適切な PDCA の実践のためのチェックシート
9. 参考情報 (P.55)	手引き内で紹介した適切な PDCA の実践に役立つ参考資料等一覧

2. 福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業報告書

「福祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業」（令和6年度老人保健健康増進等事業）において、自治体に対し、福祉用具の事故情報に関する体制の整備や事故情報の分析及び事故情報の周知状況のアンケート調査を行うとともに、福祉用具貸与事業所に対し、事故報告様式案や手引きの活用状況についてアンケート調査を行ったほか、福祉用具貸与事業所においてモデル的に「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き（令和7年3月改訂）」を活

用した試行を行ったところ。報告書は下記のとおり公開されているところであり、現場での対応の参考としていただきたい。

「祉用具の事故防止に向けた体制強化に関する調査研究事業 報告書」

QRコード（リンク埋め込み）



「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き（令和7年3月改訂）」

QRコード（リンク埋め込み）



3. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 10 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに係る
指導要領とガイドラインについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 12 項に規定する福祉用具貸与等においては、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 1 項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行うこととされている。

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる者の他、同項第 9 号に規定する都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習事業者が実施する福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）の課程を修了し、指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者とされており、指定講習の内容は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 33 第 2 号において、厚生労働大臣が定める内容以上であることとされている。

指定講習のカリキュラムは、「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働省が定める講習の内容の全部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 113 号）で改正され、その取扱いについては令和 7 年 4 月 4 日付け「福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）」において見直したところである。

これらを踏まえ、改正後の指定講習カリキュラムの指導要領及び各種動画ツールが「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）により作成されたことから、福祉用具専門相談員指定講習事業者、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所等に周知いただくようお願いする。

記

1. 福祉用具専門相談員指定講習に係る指導要領

「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」

（令和６年度老人保健健康増進等事業）において改正後の指定講習に係る指導要領を作成しており、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により下記により公開されている。

この指導要領では、福祉用具専門相談員指定講習における研修内容の質のばらつきの改善による福祉用具専門相談員の質の担保を目的として、各指定講習事業者において指定講習を実施する際の指針として示すものであるので、福祉用具専門相談員指定講習事業者において活用いただきたい。

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

2. 動画コンテンツ等研修ツール及び演習ツール

また、上記指導要領に加え動画コンテンツ等研修ツール及び演習ツールが作成している。なお、当該ツールを活用することで、演習を通じて受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識習得やサービス提供時の実務の基礎につながるものと期待されますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者にて活用いただきたい。

<動画コンテンツ>

- ・「福祉用具指定講習カリキュラムについて」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

<演習ツール>

- ・「住環境と住宅改修」

QRコード（リンク埋め込み）



- ・「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

3. 福祉用具サービス計画作成ガイドライン（改訂版）

上記に加え、指定講習受講後の現場での活用を意図して、令和6年度介護保険制度改正により新たに導入された福祉用具貸与・販売の選択制等に対応する福祉用具サービス計画作成ガイドラインの改訂版が作成されており、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により下記のとおり公開されている。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム内の科目「福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」等への活用により、指定講習受講後の福祉用具専門相談員が福祉用具貸与・販売の選択制等の適切な運用を行える体制の構築に資することから福祉用具貸与及び特定福祉用具販売事業所において活用いただきたい。

QRコード（リンク埋め込み）



※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

4. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するとりまとめ」（令和5年11月8日）

QRコード（リンク埋め込み）



「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 5 年 12 月 19 日）

QR コード（リンク埋め込み）



「一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ内掲載ページ」

QR コード（リンク埋め込み）



※なお、告示（「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働省が定める講習の内容の全部を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 113 号））による改正前の講習の内容により行われる講習であって、令和 8 年 3 月 31 日までに終了するものについては、「福祉用具専門相談員について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331011 号）」の改正においても従前の例によることができるとされている。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp